

内閣府男女共同参画局作成 『夫婦が本音で話せる魔法のシート〇〇家作戦会議』

平成28年11月に内閣府の男女共同参画局が『夫婦が本音で話せる魔法のシート〇〇家作戦会議』を開発しました。

このシートは、男性も女性も思い描いていた生活を送り、家族全員が充実した将来を迎えるために、家庭内における役割をご夫婦で具体的にイメージしながら実践することを目的に作成されています。夫婦各々、家族全体の将来像をふまえて、日々の家事や育児の項目を洗い出し、どのようにシェアし、お互いに支え合うのがよいかを確認し合うためのコミュニケーションツールです。

シートはPART.1～PART.4で構成されており、A4判4ページとなっています。ここでは、各PARTを簡単に説明します。なお、このシートは、男女共同参画局ホームページ上に公表されています。詳しくは、そちらをご確認いただき、ぜひ本シートを活用してみてください。

【PART.1】 素直な気持ちを伝えてみよう

初めに自分がどんな暮らしをしているのか、日々どんなことを思っているのかを文章で表します。

【PART.2】 2人の今を再確認!

今の自分の暮らしを振り返りながら、「本当はこういう暮らしがしたい」という理想の暮らしについて考えます。ここでいう理想とは、あまり遠い未来ではなく、近い未来に実現したいという視点です。

【PART.3】 「家のこと」のシェアの仕方を考えよう

理想の暮らしを実現するために、日々の暮らしをどのように営むか、家事についてなど具体的な協力体制を考えます。

【PART.4】 3年後の自分たちを想像してみよう

まとめとして、3年後の未来について思い描きます。

掲載URL

<http://www.gender.go.jp/public/sakusenkaigi/index.html>



確定申告書は国税庁ホームページで作成  
e-Taxで送信または郵送  
で提出!

確定申告期間中「2月16日(木)～3月15日(水)」は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。ご自宅で国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』などを利用してe-Taxや郵送などでご提出いただくことをお勧めします。

1. 作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送などで提出することができます。  
※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニなどで出力可能です。

2. 作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。  
※e-Taxのご利用に際しては、電

子証明書の取得、ICカードリーダーなどの購入などの事前準備が必要です。  
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。平成28年分以降の所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

○マイナンバー(12桁)の記載が必ず必要です!  
○本人確認書類の提示または写しの添付が必要です!

本人確認(番号確認および身元確認)を行う(とくに使用する書類の例)

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)  
例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者および扶養親族の人の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

国民年金

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

20歳になったら必ず国民年金に加入しましょう

今年成人式を迎えられた、20歳の皆さん、国民年金の加入手続きはお済みですか?

日本に住む20歳以上60歳未満の人全員が国民年金に加入しなければなりません。そのため学生でも、20歳になれば国民年金に加入することになります。

20歳の誕生月に、日本年金機構から送られた【国民年金被保険者資格取得届書】に必要事項を記入し、住民課高齢者医療年金係にお持ちいただくか郵送ください。ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している人は、第2号被保険者として国民年金に加入済みですので、手続きは不要です。

また、収入が一定以下の学生および50歳未満の人については

- ①学生納付特例制度
- ②納付猶予制度

の申請をし、承認を受けることによって、特例期

間中の保険料納付が猶予される制度があります。

猶予期間中に病気や事故で障害を負った場合は、障害基礎年金を受けることができます。なお、猶予を受けた期間は老齢基礎年金の受給資格期間に反映されますが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。これらの手続きは住民課高齢者医療年金係の窓口で行うことができます。

問い合わせ先

前橋年金事務所 ☎027-231-1706

※年金保険料の前納口座振替(6カ月・1年・2年)を希望する人は、2月中の申し込みをお願いします。

住民自治のまちづくり

経営企画課 ☎64-7711

日本語教室ボランティア募集

町と協働で在日外国人との交流や、多文化共生の活動をしている玉村町国際交流協会では、日本語教室のボランティアをしてくれる人を募集しています。

教室では、外国の皆さんと一緒に「楽しく学ぶ」をモットーに日本語の勉強をしているほか、日本の文化や習慣を紹介するとともに、健やかな日常生活を営むために必要なコミュニケーションの場を提供し、日本人住民と外国人住民の共生を図っています。

日時 毎週金曜日  
昼の部 午後2時30分～4時  
夜の部 午後7時30分～9時30分

場所 勤労者センター会議室

問い合わせ先

住民活動サポートセンターばる

☎65-7155 メール tamatia1995@gmail.com

